

## いじめ問題の重大事態の発生

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ②いじめによる不登校の疑い

学校設置者等による調査

調査結果の  
知事報告

再調査  
事案への対処、同種事案の再発防止の観点から、知事が必要と認める場合

## 埼玉県青少年健全育成審議会委員 14名

【16名以内(埼玉県青少年審議会規則第2条第1項)】

### 再調査部会

#### 委員から5名以内を会長が指名【規則7条】【部会規程3条】

いじめ問題について学識経験のある者、その他適当と認める者  
【部会規定4条①】

当該いじめ事案の関係者と  
直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者 【部会規程4条②】

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を参考に選定【部会規程4条①】

再調査に当たる付属機関については、  
弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者を職能団体等からの推薦等により参画を図る。  
【国の「いじめ防止等のための基本的な方針」】

#### 臨時委員 (規則第2条第2項)

特別の事項審議のため必要に応じて知事が委嘱し、会長の指名により部会に属する。

#### 専門調査員 (規則第2条第3項)

専門の事項を調査させるため必要に応じて知事が委嘱し会長の指名により部会に属する。